

高齢社会と総合生活システムの形成 (第4報)

日本女大家政 ○堀越栄子 赤塚朋子

目的 1990年の福祉8法改正により、「老人保健福祉計画」の策定が各市区町村に義務づけられた。高齢者のニーズを把握・予測し、とりわけ介護を必要とする高齢者の生活を支援する社会システムを構築しようというものである。各自治体では、高齢者ニーズ調査が実施されている。その際の焦点の1つは、各種の生活支援サービスの利用意向である。なぜなら、それが、システム形成に大きな影響を与えるからである。そこで、本報では、生活支援サービスの利用意識の現状と、その背景を探ることとした。

方法 ①男性より女性、高齢者(65歳以上)より次世代において、家族介護よりも社会システム介護志向が強い。②在宅介護サービスの利用意向についてみてもホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス(在宅3本柱)の3つとも、高齢者に較べて次世代で強くなっている。③子どもとの同居世帯が多いにもかかわらず、全国平均に比較して、家族介護よりも社会システム介護志向がかなり顕著である。④近隣との結びつき、あるいは、親族ネットワークがみられる一方、生活支援サービスの利用意向がある。

①、②については、全国的傾向であるものの、③、④は、大和町の特徴である。この背景としては、1975年につくられた、「保健・医療・福祉」を一体化した大和医療福祉センター及びセンターを中心とした地域のシステムが考えられる。まさに、サービスの提供が町民の意識を変え、利用意向を喚起したものと思われる。